

市税など

国民の義務としての納税

税金は、国や地方公共団体が、様々な公共サービスの提供に必要な費用をまかなうために国民に負担を求めるものであり、豊かで安心な生活を送るために、みんなで出し合う会費ともいえるものです。

憲法第30条においては、国民に納税の義務が課せられています。

税金の種類

税金には、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」があります。地方税は、さらに道府県税と市町村税に分かれます。

高松市の主な税金

▼市民税(県民税)

毎年1月1日に居住している個人に対して、前年中に所得がある人を対象に課税されます。市民税には、その地域の経費を住民が広く均等に負担する均等割と、その人の所得に応じて負担する所得割があります。

▼固定資産税

毎年1月1日に固定資産を所有している人に課税されます。固定資産税は、宅地や農地などの土地、一戸建て住宅やマンション、事務所などの家屋、また、会社や個人が事業を営むための機械・器具・備品・太陽光発電設備などの償却資産に課税されます。

▼軽自動車税(種別割)

毎年4月1日の、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者に課税されます。

税に関する統計

▼高松市税の収入に関する統計

R3 年度	R4 年度
約 641 億円	約 652 億円
(約 34%)	(約 37%)

※括弧内は一般会計の歳入に占める割合。

▼高松市への寄附金額(ふるさと納税)

R3 年度	R4 年度
約 8.6 億円	約 9.3 億円

※詳細は「ふるさと納税」のリンクをご覧ください。

市税の納付について

▼納付場所

高松市指定金融機関、高松市指定代理金融機関、高松市収納代理金融機関などで納付してください。四国4県内のゆうちょ銀行・郵便局や全国のコンビニエンスストアでも納付できます。

固定資産税と軽自動車税(種別割)の納付書は、QRコードを印字した納付書に変わり、全国のゆうちょ銀行・郵便局やQRコードに対応した金融機関で納付できます。

▼納付方法

○口座振替

本市指定金融機関などで皆さんが指定した預貯金口座から高松市の口座へ税金を自動的に振り替えて納付する方法です。金融機関等の窓口で申込みができます。

○その他納付方法

詳しくは市ホームページ(右記QRコード)をご覧ください。

・スマートフォンアプリ(バーコードを読み取る場合)

PayB、PayPay(令和6年1月4日からは、auPAY、d払いが利用できます。)

・地方税お支払サイトのご利用

クレジットカード払い、インターネットバンキング、各種スマホ決済アプリ等



市税スマホ収納



国保スマホ収納

▼自主納付

市税は、納期限までに納税者が自主的に納めていただくものです。市税の滞納は、納税者にとって不利益(延滞金・差押処分等)となることはもちろんですが、滞納整理に多くの費用がかかり、この費用も貴重な税金から支出されることになるため、市にとっても大きな損失になります。市税を有効に使うため、納期内納付にご協力ください。

国民健康保険料

国民健康保険に加入している人が、その負担能力(所得等)に応じて納付します。納めていただく保険料は、病気やケガをしたときの医療費の財源となります。保険料の納付については、市税と同じです(地方税お支払サイトはご利用できません)。なお、窓口でキャッシュカードのみで口座振替の手続きができる「ペイジー口座振替受付サービス」もご利用いただけます。

お問い合わせ先

高松市納税課	tel	087-839-2222
高松市市民税課	tel	087-839-2233
高松市資産税課	tel	087-839-2244
高松市国保・高齢者医療課	tel	087-839-2311